



## 推進体制

# 1 連携・協力の確保

本県の障がい者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するために庁内に設置した福祉 21 推進会議のもと、関係部局が緊密に連携・協力して計画を推進します。

また、障がい者の地域移行を支援し、地域生活を含めた多様な生活の場を選択できるようにするなど、実効性ある形で取組みを実施していくためには、市町村との連携・協力が不可欠です。市町村との連携・協力体制の一層の強化を図り、市町村が実施している取組みも活かしつつ施策を展開します。

さらに、障がい者の自立と社会参加に関する取組みを社会全体で進めるため、取組みの実施に当たっては、障がい者団体、施設・事業者等の団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努めます。

このような連携・協力を確保するとともに、「かながわ憲章」の実現に向け、県民総ぐるみで取り組みます。

# 2 進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、計画に掲げた成果目標（Plan）の達成を目指し、計画に基づく取組みの着実な実施（Do）に努め、各年度において神奈川県障害者施策審議会に取組状況を報告し、点検・評価（Check）を受けるとともに、その結果に基づいて、必要な見直し（Act）を行い計画達成のための施策を充実するよう努めます。